

答 申 第 5 5 号  
令和 8 年 2 月 17 日

加古川市長 岡田 康裕 様

加古川市情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 小川 一茂

加古川市情報公開条例第16条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和7年7月3日付け加市第1259号で諮問された下記公文書の部分開示決定に対する審査請求事案について、別紙のとおり答申します。

#### 記

##### 「広報と同時配布物

R6年5月 ボランティア共済への加入について、2024年度町内会長手帳

R6年8月・11月、R7年2月 まちむら

9月 行政事務協力金振り込み口座の届出について

R7年1月 町内会だより、町内会手帳の希望調査について

3月 町内会・自治会加入促進チラシについて、令和7年度理事・評議員の報告及び町内会長届の取りまとめについて

町内会・自治会の為の法律相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）

町内会・自治会の為の会計相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）

町内会・自治会の為のアドバイザー派遣の詳細がわかる文書（R6年度分）

R6年度町内会・自治会の為の法律相談、町内会・自治会の為の会計相談、町内会・自治会の為のアドバイザー派遣に係る支出命令書」

## 答 申

### 1 審査会の結論

「広報と同時配布物

R6年5月 ボランティア共済への加入について、2024年度町内会長手帳

R6年8月・11月、R7年2月 まちむら

9月 行政事務協力金振り込み口座の届出について

R7年1月 町内会だより、町内会手帳の希望調査について

3月 町内会・自治会加入促進チラシについて、令和7年度理事・評議員の報告及び町内会長届の取りまとめについて

町内会・自治会の為の法律相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）

町内会・自治会の為の会計相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）

町内会・自治会の為のアドバイザー派遣の詳細がわかる文書（R6年度分）

R6年度町内会・自治会の為の法律相談、町内会・自治会の為の会計相談、町内会・自治会の為のアドバイザー派遣に係る支出命令書」（以下「本件請求文書」という。）

の開示請求に対し、加古川市長（以下「実施機関」という。）が令和7年4月21日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 諮問までの経過

(1) 令和7年4月4日、審査請求人は、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し、本件請求文書の開示を請求した。

(2) 実施機関は、本件請求文書について、「町内会・自治会のための法律相談票（令和7年1月16日実施分）」、「町内会・自治会のための会計相談票（令和7年2月27日実施分）」、「加古川市町内会・自治会アドバイザー派遣申請書（令和6年7月20日、令和6年9月4日、令和6年9月8日実施分）」、「加古川市町内会・自治会アドバイザー派遣実績報告書（令和6年7月20日、令和6年9月4日、令和6年9月8日実施分）」及び「支出命令書（加古川市町内会・自治会アドバイザー派遣）」（以下「本件開示文書」という。）を公文書として特定のうえ、条例第10条第1項の規定により、以下の不開示情報を除いた部分について開示の決定をし、令和7年4月21日付けで審査請求人に通知した。

#### ・不開示情報

(ア) 条例第5条第1号に該当するため不開示とした情報

個人の「氏名」、「電話番号」、「派遣アドバイザー名及び口座情報」、「顔写

真」及び「住所」は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため不開示とした。

(イ) 条例第5条第2号に該当するため不開示とした情報

「町内会名と自治会名」、「町内会長氏名と自治会長氏名」、「相談内容」、「相談結果」、「アドバイザーに助言等を受けたい内容」、「派遣場所及び集会所名」、「指導・助言内容」、「助言等を受けて、今後の取組や課題、感想など」及び「添付書類：派遣の状況がわかるもの（使用した資料、写真など）」については、当該団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の権利・利益を害するおそれがあるため不開示とした。

(ウ) 条例第5条第7号に該当するため不開示とした情報

「職員の職員番号」については、人事管理に関する情報であり、公にすることにより、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

(エ) 文書不存在

「R6年5月 ボランティア共済への加入について、2024年度町内会長手帳」、「R6年8月・11月、R7年2月 まちむら」、「9月 行政事務協力金振り込み口座の届出について」、「R7年1月 町内会だより、町内会手帳の希望調査について」及び「3月 町内会・自治会加入促進チラシについて、令和7年度理事・評議員の報告及び町内会長届の取りまとめについて」については、文書を保有していないため不開示とした。

「町内会・自治会の為の法律相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）」の一部について、令和6年11月は申込みがなかったため、令和6年12月及び令和7年2月・3月は開催月に含まれていないため、文書を保有していないことから不開示とした。

「町内会・自治会の為の会計相談（R6年、11、12、R7年1、2、3月実施分）」の一部について、令和6年12月は申込みがなかったため、令和6年11月及び令和7年1月・3月は開催月に含まれていないため、文書を保有していないことから不開示とした。

「町内会・自治会の為のアドバイザー派遣の詳細がわかる文書（R6年度分）」の一部について、添付文書の一部については保有していないため不開示とした。

「R6年度町内会・自治会の為の法律相談、町内会・自治会の為の会計相談、町内会・自治会の為のアドバイザー派遣に係る支出命令書」の一部について、4月4日時点では、令和6年度町内会・自治会のための法律相談及び令和6年度町内会・自治会のための会計相談の委託料は支出前のため、文書を保有していないことから不開示とした。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年5月13日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を行った。

(4) 実施機関は、令和7年7月3日付けで、条例第16条第1項の規定により、加古川市

情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は大要以下のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、条例第5条第2号に該当する弁護士名、税理士名、相談内容・相談結果、アドバイザーに助言等を受けたい内容、指導・助言内容、「助言等を受けて、今後の取組や課題、感想など」及び添付書類並びに同条例第5条第1号アドバイザー名に係る内容を開示するように求める。

#### (2) 審査請求の理由

(ア) 税金で任意団体に係る相談やアドバイザー派遣を実施するのであれば、公表を前提にすべきである。

(イ) 法律相談をしても、弁護士により回答が180度違うことは茶飯事であると思われる。会計相談をしても、法人税の届出も指摘されていないようで、本当に資格のある税理士が相談にのっているのか疑問である。

(ウ) 町内会名や会長名等々、特定する必要はないが、すべての市民が自分たちの加入している町内会がどういう組織なのか、他の町内会の活動を参考に考えるいい機会であるにもかかわらず、全て非公開としたことに疑問しかない。

特に弁護士名・税理士名・アドバイザー名がないことから、どのような考えの方かを調べることも不可能な状況となっている。また、言われていないことを助言を受けたと虚偽の説明を町内会長から受ける可能性も否定できない。

(エ) 血税を利用していることを重く捉え、会長個人の利益のための制度ではなく、公開することで90%近い市民全体の利益になると考えるべき事業である。

#### (3) 実施機関の弁明書に対する意見

(ア) そもそも行政文書は原則公開されるべきとされており、公開を前提としない制度を設けたことに疑問がある。公開を前提としていないと弁明書による実施機関の回答があるが、法律相談・会計相談のチラシに個人情報を除き統計資料の作成に利用することがあると記載されており、統計資料の作成に利用できる内容は公開を前提としていると思われ、弁明書の言い分と乖離があると思われる。

(イ) 弁明書に多々、公開されることを前提としていない制度であるとの記述があるが、市民の税金を使った事業の実績報告書まで黒塗りにし、市民には開示しないことは、市民の血税を使用した意味の説明責任は果たす必要がない前提としているかのように思える。

税金は公務員のお小遣いであり、市民全体のために働いているのではなく、公務員の好きなように税金を使う権利があり、市民に説明責任を果たすよう求められるものではないと考えているとしか思われない。

このような不開示を前提とした制度が認められると、住民には知る権利がないとされた時代に逆行しているように思われる。

(ウ) 令和7年6月3日最高裁第三小法廷にて、行政文書の不開示範囲について明確にするよう命じた。補足意見において、行政側が恣意的に項目を作成し、その項目の中に一つでも非開示情報が含まれていれば、その項全体を無条件で非開示とすることは容認されないと最高裁が判断したと思われる。

(エ) 町内会運営や会計、アドバイス等は、1つの町内会だけの問題ではないと思われる。税金を使っている以上、団体名は黒塗りにし、内容においてはどこの団体でも起こりうるという観点でビッグデータと同様に考え、町内会等が特定できない内容については、開示することで、多くの町内会にとって有意義な情報となる可能性が高いと思われる。

(オ) 血税を使っていることから、市民の9割近い町内会会員の知る権利を奪い、ごく一部の町内会長の利益のためだけの支出に対して、苦情を言われないようにするため、不開示になっていることは、認められない。

(カ) 個人名、町内会名その他、個人や町内会が特定できる文書以外は速やかに開示し、多くの市民が参考にできるような制度となるよう求める。

#### (4) 口頭意見陳述における質問趣意書

(ア) 弁護士相談、会計相談において、当初は弁護士名、税理士名が記載されていたが、いろいろ疑問を投げかけたところ、氏名欄ごと削除したことに、悪意を感じる。なぜ削除したのか。弁護士や税理士は個人で仕事をしていることから、名前を公表することに何ら問題があるとは思えない。アドバイザーは、仕事ではなく行っているということか。本当に町内会についてどこまで理解しているのか疑問がある。

(イ) 公開しないことを前提とした制度にした理由も知りたい。本来、公文書は公開が前提となっていることは公務員であれば理解しているはずである。血税を使うことの説明責任を果たす義務があることも認識しているはずである。

令和の時代になって、時代に逆行するように公開を前提としない取組に疑問しかない。市民に知られたくない不正が、水面下で行われているのかと疑いたくなる。

市民全体の奉仕者であることを、より深く認識し、不開示部分を開示することで、多くの市民の参考になるようHP等でも情報発信すべき内容であると思っている。

#### (5) 口頭意見陳述申立書 口頭で意見を述べたい理由

無暗に開示を求めているわけではなく、市民の知る権利・知る義務をどのように求めていくのが良いのか。私なりに、情報開示のあり方を色々考えながら活動している。

令和元年くらいから、かなりの件数の開示請求をしてきたが、ここまでひどい黒塗りは初めてである。もっと開示できる部分があったのではないか。

#### (6) 審査請求人の口頭意見陳述

法律相談や会計相談、アドバイザー派遣の日時を不開示として、それ以外の開示で

きる部分を開示した方が市民の知る権利を尊重するという観点からすると適切ではないかと考える。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は大要以下のとおりである。

##### (1) 本件審査請求に係る弁明

###### (ア) 不開示情報のうち条例第5条第1号に該当するものについて

町内会・自治会アドバイザー派遣（以下「アドバイザー派遣」という。）における町内会・自治会アドバイザーは、有識者として市が町内会・自治会の組織運営支援を目的に協力を依頼した一個人であり、その派遣は業務委託契約や雇用関係に基づくものではない。市は、相談を受けていただいた謝礼として報償費を支払っているが、これは業務に対する対価としての性格はないものである。

また、アドバイザーの氏名は市のホームページや広報紙、アドバイザー事業のチラシに掲載されておらず、公にすることが予定されている情報ではない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認める情報に、アドバイザーの氏名が該当する蓋然性があるとは認められない。なお、本件アドバイザー派遣における助言等は、公務員等としての職務の遂行に係る情報でもないことから、条例第5条第1号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないため、不開示情報から除かれるものではない。

###### (イ) 不開示情報のうち条例第5条第2号に該当するものについて

町内会・自治会の為の法律相談及び同会計相談（以下「専門相談」という。）における相談内容及び相談結果は、団体固有の運営課題や会計処理等の団体の内部管理に関するものであり、かつ、公開されないことを前提としたものであることから、これらが「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当することは明らかである。

同様に、アドバイザー派遣におけるアドバイザーに助言等を受けたい内容、指導・助言内容、「助言等を受けて、今後の取組や課題、感想など」及び添付書類の内容は、団体の運営課題、運営方針、活動に係る検討事項等の団体の内部管理に関するものであり、かつ、公開されないことを前提としたものであることから、これらが「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当することは明らかである。

加えて、上記情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にしなければならない事情はない。

###### (ウ) 弁護士名・税理士名は、本件開示対象文書にそもそも記載がないものである。

##### (2) 審査請求人の意見書に対する補充説明

###### (ア) 公開を前提としていない制度について

専門相談は、弁護士または税理士からの専門的な助言が必要な、団体の経営方針、

経理等の内部管理に関する多種多様でセンシティブな情報を含んでいる。相談書に記載する相談内容、表現方法等が開示されることにより、相談した団体が特定され、団体の信用や社会的評価の低下を招き、また団体活動の制約につながる恐れがないとは言いきれないことから、公開を前提としない制度としている。

そのため、専門相談の相談票のうち、町内会名・会長氏名や電話番号、相談内容や相談結果の項目のうち団体ごとの相談及び相談結果に関する部分については、団体が特定されるおそれのあることから不開示とし、その他の表記は開示することとしている。相談団体が相談しやすい制度とするためには、相談内容の秘密を保持することにより相談団体の信頼を得て運用することが必要である。

- (イ) 専門相談のチラシの記載については、相談内容の分類や相談件数などの統計資料を作成する際に、法人情報をはじめとした不開示情報を除いて利用する場合があるため、申し込み時点で相談団体にその旨の了承を得る目的で明記しているものである。よって相談内容を公開しないことを前提としていることと矛盾しない。
- (ウ) 相談内容の具体的事象や相談票自体そのものは開示することを前提としているものではなく、統計資料については相談件数や課題傾向の把握に活用することを想定している。団体固有の運営課題や相談内容は、町内会・自治会によって多種多様で個別に事情が異なるため、他の団体にとって同一視できる事案であるとまでは言い切れない。個々の団体が抱える運営課題を解消することを目的とした制度であるため、相談内容の具体的事象や相談票自体そのものを他団体と共有することはチラシにも明記はなく予定するものではない。なお、今後、汎用性のある共通的な相談事例として広く情報提供するほど、パターン化されるほど同種の案件があった場合には、町内会・自治会の課題解決支援につながるかを見極めながら情報提供について個別に判断していくものとする。

### (3) 実施機関の口頭意見陳述

- (ア) 専門相談の相談票における弁護士名・税理士名の欄については、令和6年度に相談を行った後に申込者から記入欄が狭いという指摘を受け、様式全体の見直しをする中で弁護士や税理士は別途把握しているため、あえて相談票に記載する必要はないと判断したことから当該氏名の欄を削除したものである。
- (イ) アドバイザー派遣におけるアドバイザーは、寄せられた相談に関しての知見を有すると思われる人物に対して、実施機関から依頼し派遣をしているが、派遣される人物の氏名は公表していない。

また、アドバイザーへ協力の対価としての謝礼の支払いはあるが、個人の業務として行っているものではなく、非常勤の公務員として行っているものでもない。

加えて、アドバイザーは地域課題の内容に応じて、相応しい知見を有する方を派遣することとなるため、同一課題であれば同じ人物を派遣することとなり、アドバイザー名を開示することで課題内容が推知されるおそれがある。
- (ウ) 町内会・自治会の相談内容等について一般的な課題についての情報であったとし

ても、そのことが公になった場合には当該団体への転居を希望する者がその転居を見合わせ、また、当該地域への開発を計画していた事業者等が計画を見合わせるなど、地域の活性化に支障をきたすおそれがあり、本件開示文書においては、専門相談の相談日やアドバイザー派遣の派遣日時を公開していることから、当該相談団体が特定されるおそれがある。

(エ) 不開示範囲についての審査請求人の主張に係る個所は、アドバイザー派遣の添付文書の全面黒塗りの部分のことと思われる。

当該文書は、団体固有の文章であり、一部でも開示されることにより当該団体が特定されるおそれがないとは言えないため不開示としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査会における審査について

審査会は、実施機関の諮問に基づき、公文書の開示決定等の処分にかかる開示・不開示や存在・不存在について、条例に照らし当該処分の妥当性を調査審議する機関である。本件処分については、本件請求文書の不開示情報に関し争いがあると認めるので、以下検討する。

### (2) 争点

審査請求人は、本件処分を取り消し、「弁護士名」、「税理士名」、「アドバイザー名」、「相談内容」、「相談結果」、「アドバイザーに助言等を受けたい内容」、「指導・助言内容」、「助言等を受けて、今後の取組や課題、感想など」、「添付書類」について開示すべき旨を主張しているのに対して、実施機関は、「アドバイザー名」は条例第5条第1号に該当するとし、また、「相談内容」、「相談結果」、「アドバイザーに助言等を受けたい内容」、「指導・助言内容」、「助言等を受けて、今後の取組や課題、感想など」、「添付書類」（以下「相談内容等」という。）は同条第2号に該当するため不開示としたと主張している。

この点についての争点は、本件各不開示部分の条例第5条第1号及び第2号該当性である。

また、審査請求人は、令和7年6月3日の最高裁の判決を踏まえ、実施機関が不開示とした範囲の妥当性についても主張していると考えられるため、この点についても争点として検討する。

なお、当審査会は、実施機関が行った開示決定等（条例第10条第1項及び第2項の決定をいう。）の妥当性について調査審議を行う機関であって、専門相談やアドバイザー派遣の制度の内容、制度が対象とする団体の成り立ちやその運営、団体と行政との関わり方などについて調査審議する機関ではないため、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会で判断しないものとする。

また、審査請求人の主張のうち「弁護士名」、「税理士名」については、本件開示文書にそもそも記載がないため、審査会の審査の対象としない。

(3) 不開示情報該当性（条例第5条第1号）について

(ア) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」を不開示情報と規定した上で、同号ただし書により「ア 法令(条例を含む。)の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認める情報、ウ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号の不開示情報から除くこととしている。

(イ) 同号は、個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしたものである。

なお、同号の「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定するところ、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは個人に関する情報の意味する範囲に含まれるものではあるが、その性質上、同条第2号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当であるので、同条第2号にて判断するものとし、同条第1号の「個人に関する情報」から除外することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接の関係を有しない情報は、同条第1号が適用されることとなる。

(ウ) 審査会で見分したところ、アドバイザー名には、当該団体の地域課題について知見を有すると思われる者の氏名の記載が認められた。

(エ) 条例第5条第1号中「事業を営む個人」の「事業」とは、対価を得て役務の提供等を反復継続して行い主たる収入源としているものと解されるところ、本件開示文書の見分及び実施機関への確認を踏まえると、アドバイザー派遣におけるアドバイザーは、当該個人の営む自身の事業とはあくまで別に、実施機関の依頼を受けて、当該個人の有する能力の一部を活用し、必要な助言を行うにとどまるものと認められ、当該個人の事業において本件アドバイザーを実施しているとまでは言えない。

(オ) また、アドバイザー名については、不開示情報の例外規定（条例第5条第1号ただし書）に該当する事情は認められない。

(カ) したがって、アドバイザー名については、条例第5条第1号の不開示情報に該当するとして、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### (4) 不開示情報該当性（条例第5条第2号）について

(ア) 条例第5条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」を不開示情報と規定した上で、ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、ア 生産技術上若しくは営業上のノウハウや信用上の不利益を与える情報で、開示することによりそのものの事業活動が損なわれると認める情報、イ 経営方針、経理、人事等内部管理に関するもので開示することによりそのものの事業活動が損なわれると認める情報、ウ 開示するとそのものの信用の低下、名誉の低下、社会的評価の低下を招いたり、社会的活動の自由が損なわれることとなる情報、エ 組織秩序を維持するため社会通念上、団体内部事項とされる情報で、開示することにより団体の自治に対する不当な干渉となるものがこれに当たると解される。

また、不開示情報の例外規定（条例第5条第2号ただし書）について、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認める情報」とは、人の生命等を保護するために、違法又は不当を問わず、事業活動に起因して現に発生しているか、将来、発生することが予想される危害又は損害に対し、未然防止、拡大防止又は再発防止のために開示が必要とされる情報や、法令の規定に明らかに違反する違法な事業活動又は明らかに違法とは言えないが社会通念上、社会的妥当性を欠く事業活動によって、人の財産に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める情報はこれに当たると解し本号の不開示情報から除くこととしている。

(イ) 審査会で、相談内容等を見分したところ、これに記載される情報は、「団体固有の法的課題や会計上の課題に関する情報、地域課題に係る情報」と、「一般的に多くの団体に共通すると認められる課題に関する情報」があると認められる。

(ウ) 団体固有の法的課題や会計上の課題に関する情報、地域課題に係る情報については、個人が転居先の地域を選定する場合、とりわけ一生涯の住処となる住居を購入する際などには、購入を検討している対象地域の状況について調査を行い、懸念がある地域を避けようとすることがあり、インターネット等を通じて情報を容易にかつ多面的に取得できる現在の状況からすれば、これらの情報が開示されると当該団体の社会的評価の低下を招き、ひいては当該団体の地域への転入希望者の減少など団体にとって負の影響が及ぶおそれがあると判断することは、あながち不自然・不

合理であるとは言えない。

すると、団体固有の法的課題や会計上の課題に関する情報、地域課題に係る情報は、当該団体が特定された場合には、当該団体の活動に支障が生じるものと認められるから、当該団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

(エ) 次に、一般的に多くの団体に共通すると認められる課題に関する情報については、団体が特定されるおそれがなければ、それだけで「権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの」と認めることはできない。しかし、ある問題が一般的に多くの団体に共通するものであったとしても、他の開示された情報と組み合わせることで当該団体が特定され、問題を有していることが広く公に知られることとなった場合には、前述(ウ)と同様に、当該団体の社会的評価の低下を招き、ひいては当該団体の地域への転入希望者の減少など団体にとって負の影響が及ぶおそれがないとまでは言えない。

すると、これらの情報は団体が特定され得る場合にあっては、当該団体の活動に支障が生じるものと認められるから、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と認めるのが相当である。そして、本件開示文書においては、専門相談の相談日やアドバイザー派遣の派遣日時が開示されていることから、それらの日時をたどれば団体が特定されるおそれがあると認められる。

(オ) 加えて、これら相談内容等に係る不開示情報は、不開示情報の例外規定（条例第5条第2号ただし書）に該当する事情は認められない。

(カ) したがって、本件開示文書において、これらの情報が条例第5条第2号の不開示情報に該当するとして、実施機関がこれを不開示としたことは、結論として妥当である。

#### (5) 不開示とした範囲の妥当性について

(ア) 条例第5条第1号に該当するとして「アドバイザー名」について、アドバイザー派遣決定通知書を見分したところ、派遣アドバイザーの氏名の部分のみを黒塗りとしており、不開示範囲は妥当である。

(イ) 次に、条例第5条第2号に該当するとして相談内容等について、専門相談の相談票、アドバイザー派遣申請書及びアドバイザー派遣実績報告書を見分したところ、不開示とされている項目のうち、その項目をさらに細分化するような項目は見当たらず、団体の相談内容や助言を受けた結果内容を黒塗りとしており、不開示範囲は妥当である。

なお、アドバイザー派遣実績報告書の添付資料については全面を黒塗りとしているが、団体固有の情報の記載だけでなく、書面のデザインやレイアウトから、開示することで団体を特定されるおそれがないとは言えない。併せて、不開示情報が記載されている部分を容易に区分することは困難であると認められるため、不開示範囲は妥当である。

(6) 以上のことから、審査会は、「1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

## 6 付言

不開示情報該当性（条例第5条第2号）について、当該情報に該当するとの実施機関の判断は結論においては妥当とするところであるが、これは、専門相談の相談日やアドバイザー派遣日が開示されており、その日時をたどって団体が特定されるおそれがあることから、相談内容等が開示されると、当該団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当すると認められるためである。

この点については、むしろ相談日を不開示とするなど、団体が特定されないようにしたうえで、一般的な相談内容は開示する方が望ましい対応であり、審査請求人の主張する「多くの町内会にとって有意義な情報」が開示される結果となったと考えられる。ただし、本件処分においては既に専門相談の相談日やアドバイザー派遣日が開示されてしまっているため、審査会は、「1 審査会の結論」記載の判断とするほかない。

したがって、実施機関においては、開示請求があった場合には、請求者の意図を汲み取り、必要に応じ請求者と公文書の特定について調整を図り、開示・不開示の決定及び開示・不開示となる情報の範囲の決定を行うよう望むものである。

(参 考)

### 審 査 の 経 過

年 月 日	審査会	経過
令和7年7月3日	—	・ 諮問書を受理
令和7年7月14日	—	・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書・質問趣意書を受理
令和7年9月10日	第86回審査会	・ 諮問案件概要説明 ・ 審査請求人からの口頭意見陳述申立て等に係る審議
令和7年10月3日	第87回審査会	・ 審査請求人からの口頭意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審査請求人から実施機関への質問の実施 ・ 審議
令和7年12月2日	第88回審査会	・ 審議
令和8年2月17日	—	・ 答申